

財源節約を最優先して「自治体リストラ」に走るのではなく

## 市民主体の市政運営を

9月議会・本会議(10月3日) 中原ひろみ議員の一般質問

### 行政改革

#### 指定管理者制度・公立保育園の民間移管方針

#### 市民意見聞かずに進んでいる

今年3月、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下、新指針)を都道府県と政令市に通知しました。

政府は、地方交付税の大幅削減を狙っており、新指針は、それに耐えられるよう、「自治体リストラをもっと進めよ」との号令にほかなりません。

中原議員は、「新指針は、国の都合で一律に行政改革を押し付けるもの」と指摘し、新指針に対する市長の考えをたずねました。

市長に代わり答弁した三宅吉彦企画総務局長は、「本市では、指針に掲げられたほとんどの項目に加え、指針にはない独自の取り組みも進めている」とし、新指針をうけて「行革」をより推進する考えを示しました。

中原議員は、「新指針はあくまで『助言』であり、従わなければならない法的拘束力はない」と指摘。同局長も、それを認める答弁をしました。

#### 秋葉市長

#### 「各段階で市民に情報提供」

秋葉市長は、「市民の市民による市民のための広島市政」を公約に掲げ、市の行革大綱も、「主権者である

市民の意志によって、市民が住みやすく安心して暮らせる市政を実現することが市政運営の根幹」(改革の目標)とつたっています。

中原議員は、「行政改革は、単に財源節約のためではなく、市民の声を反映しておこなわれるべき」と指摘。その上で、公民館の指定管理者公募や公立保育園の民間移管の方

針が、市民・関係者の意見を十分に聞かぬまま進んでいる実態をあげ、「重要な問題を行政内部の検討だけで決めるやり方はやめるべき」と強調し、市長の見解をたずねました。

秋葉市長は、市民、企業、行政が持つ資源を組み合わせ、事業のあらゆる過程で市民の意思を反映するシステムを構築して「市民主体の市政を実現する」とし、指定管理者制度の導入も、検討を進めると答弁。市民に情報提供していると答弁。公立保育園の民間移管も、同様の考え方で進めていくと答えました。

#### 「公の施設」指定管理者 当面、全施設非公募にすべき

中原議員は、「公の施設」の指定管理者を公募で決めることに対し、市議会でも専門性や雇用の面で異議が出ていると指摘し、「当面、全施設を非公募とし、市民や職員の合意を得ながら丁寧に進めるべき」と主張。

三宅企画総務局長は、「公募が原則であり、専門職員の確保が難しいなど、合理的な理由がある場合に限り非公募とする。全施設の非公募は適当ではない」と答えました。

### 自治体間の「行革競争」 さらに加速させたい政府の思惑

総務省が出した「新指針」は、①行政改革大綱の見直し、②集中改革プラン(05～09年度)の作成・公表——を各自治体に求め、同プランには、これまで以上の職員削減や、指定管理者制度による官業の民間開放推進などを盛り込むよう指示しています。

市も認めたように、各自治体が新指針に従う必要はありませんが、政府は、各自治体の集中改革プランや「改革」の進捗状況を広く公表することで、自治体間の「行革競争」をさらに加速させたい考えです。

### 行政は「新しい公共空間」の戦略本部 公共サービスは徹底的に民間開放せよ

新指針は、「これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、『新しい公共空間※』を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していく」ことを掲げています。

行政は「戦略本部」として企画立案に徹し、公共サービスの実施は外部がやること——こういう定義を、新指針は自治体に押し付けています。

これまでは、行政と民間でコストを比較して、安ければ民間に任せるといった考え方が主流でしたが、新指針は、そういうコスト比較さえ前提とせず、「公共サービスの全面的な民間開放」を自治体に迫るものです。

※行政が直接担う「公共サービス」と、市民団体・NPO・企業が担う「公共的サービス」で構成される空間とされています。

### 地方行革 新指針とは



憲法を地方自治に生かす考えあるなら

# 保育は自治体が責任持つべき

9月議会・本会議(10月3日) 中原ひろみ議員の一般質問

## 公立保育園の民間移管

党市議団は、今年2月に市が「公立保育園の民間移管」の方針を公表して以来、一貫してこの問題を議会に取り上げています。

6月議会では、藤井とし子議員の一般質問に対し、市は「新指針」をなぞるような答弁をしています。

(6月議会での市答弁)

公立保育園が培った知識・経験・ノウハウは、保育園を指導する所管課に蓄積されている。民間移管後も、これらを使って保育水準を維持向上する。

指定管理者制度は指定期間ごとに運営主体が変わる可能性がある。児童への影響や保護者の不安を配慮して民間移管を選んだ。

中原議員は、9月議会の一般質問で「児童福祉法や憲法を地方自治に生かす考えがあるなら、保育は自治体が責任持つべき分野ではないか」と市に迫りました。

松井正治社会局長は、「保育園の果たすべき目的・役割は、公立でも民間でも違いはないが、公立だと多額の財源が必要となる」と述べ、経費削減のために「民間活力の導入」という結論に至ったと答弁。

また、指定管理者制度ではなく民間移管を選んだ理由については、6月議会と同じ答弁をしました。



待機児解消

## 「財政難のツケ」を民営化で子どもたちに押し付けず 公立保育園の増設にしっかりと予算を

9月議会・厚生委員会(10月6日) 藤井とし子議員

広島市が昨年度末に定めた「新児童育成計画(05〜09年度)」は、待機児解消のための「民設民営方式による保育園新設」を掲げ、また、「民間移管も含め公立保育園のあり方を検討すること」がうたわれています。

厚生委員会で藤井議員は、「財政難を理由に、民営化を進めることと自体が問題。待機児解消をいうなら、財政難のツケを子どもたちに押し付ける民営化ではなく、公立

保育園の増設に予算をしっかりとつけてこそ、子どもたちの育成に責任を負える」と主張しました。

「保育を市場とみなす側は、『ただ預かっていればいい』という保育観を持っているのが現実だ」と警鐘を鳴らしました。

また、藤井議員は、規制改革・民間開放を推進する「パブリックビジネス・リポート9月号」(日経BP社)の記事を紹介。「(保育所経営は)自由遊びとお昼寝主体のシンプルなシステムとなるため、学校経営などと比べて要求されるノウハウは少なく、参入の敷居は高くない」と民間参入をおおっていることをあ

(以下、一問一答)

保育の質をどう考えるか  
【市】 一般に保育の質は、研修等を通して、保育士を中心とした職員全体で保育に取り組むことによつて高められる。

保育の質をどう考えるか

民間移管について保護者の意見はどうで聞くのか

【市】 公立保育園のあり方について検討し、素案をつくつて保護者に十分説明し、趣旨を理解してもらった上で進める。

保護者の多数が民間移管に反対した場合どうするのか

【市】 粘り強く説明し、理解してもらえよう努めたい。

### 公立保育園の民間移管とは...

民間委託は、「業務」の外部委託ですが、民間移管は、自治体が施設の所有自体を手放すことを意味します。

市民の財産である公の施設(=行政財産)は、原則、譲渡や売り払いができません。したがって、民間移管する場合は、公の施設である公立保育園を「廃止」して、民間に所有権を渡すことになります。

### 先行都市 横浜市では...

横浜市は、2004年度から毎年4園ずつ、市立保育園を社会福祉法人に民間移管。建物は有償譲渡、土地(市有地)は無償貸与、備品は無償譲渡しています。

引き受け先に「経験者の確保」という条件をつけていますが、雇用形態の条件はなく、また、サービス向上のために、土曜日の給食や延長保育などが「上乗せ必須条件」となっています。

横浜市は、「市立保育所5園分の運営費で、民間認可保育所6園が運営できる」と試算していますが、結果的には、「サービス向上」の代償として、保育士の人件費が切り下げられることとなります。

### 訴訟問題に発展

横浜市が2004年度に民間移管した4つの市立保育園(丸山台、鶴ヶ峰、岸根、柿の木台)については、保育所の廃止処分取消をめぐる訴訟問題に発展しています。

中原ひろみ議員の一般質問と市答弁を、市議団ホームページに全文掲載しています。市議団ホームページは、YAHOOやGoogleなどで「共産党広島市議団」で検索するとヒットします。